解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年六月十七日開催の総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月二日

香川県丸亀市綾歌町栗熊東二九四番地

農事組合法人栗熊ガーデン

清算人　大林　勇貴

配当公告

愛知県名古屋市名東区勢子坊二丁目一四〇五番地

破産者　株式会社フィニッシング・ワークス

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十六年（フ）第二一三三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二九九、六二一、一二九円

一、配当をすることのできる金額

金一八、五四四、一八六円

平成二十七年九月二日

名古屋市東区泉一丁目二一番一〇号ヒューマンビル二階　破産管財人　桐井　弘司

配当公告

岡山市北区中仙道一丁目二一番一七号

破産者　株式会社棟

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十六年（フ）第三〇二号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七〇、四三〇、二五三円

一、配当することのできる金額

金四、〇〇〇、〇〇〇円

平成二十七年九月二日

岡山市北区南方一丁目七番二一号ＳＵＭＩＫＡビル二階　破産管財人　火矢　悦治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区旧門司二丁目一七番地一三、最後の住所青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保一七四番地一二三五舘野団地Ｂ－七号

被相続人　亡　岡　忍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二日

事務所青森県八戸市根城九丁目一九番九号

浅石法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅石　紘爾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市日吉町二丁目九番地八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　狩野　悦久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二日

群馬県前橋市大手町二丁目一五番六号

相続財産管理人　弁護士　杉原　信二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県大里郡寄居町大字富田一五一番地一七、最後の住所埼玉県川越市松江町一丁目三番地八（朝日プラザ本川越八〇三号室）

被相続人　亡　山梶　雅司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二日

埼玉県入間郡三芳町みよし台九－二　杼木ビル二階　池上長竹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長竹　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都福生市大字熊川七一六番地、最後の住所千葉県船橋市前原東四丁目九番六号イツキコーポラス二〇三号

被相続人　亡　神谷　一徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉九階みどり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山村　清治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区阿佐谷南一丁目三四番、最後の住所東京都杉並区阿佐谷南一丁目三四番九号サウスコート阿佐谷五〇二

被相続人　亡　香田　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二日

東京都中央区銀座五－一四－八銀座ワカホビル四階クラース銀座法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大澤美穂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区桜上水三丁目一三番、最後の住所東京都世田谷区桜上水三丁目一三番一〇号

被相続人　亡　小寺眞智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二日

東京都千代田区六番町六番地二〇グランドメゾン六番町九〇一号室安田・遠藤法律事務所　相続財産管理人弁護士　遠藤由美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西尾久四丁目一〇四〇番地、最後の住所東京都荒川区西尾久四丁目一四番一六号

被相続人　亡　相島　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二日

事務所東京都港区西新橋一－二〇－三虎ノ門法曹ビル二〇四号室東京フィールド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　京野　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県桜川市西小塙四一五番地、最後の住所東京都台東区千束二丁目六番七号熊切マンション三〇三

被相続人　亡　瀬尾　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二日

東京都千代田区九段南四丁目六番九号土屋ビル三階あさぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　百瀬　井一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦郡葉山町堀内一六二番地、最後の住所神奈川県横須賀市田浦港町無番地トーヨーマリンハイム八〇三

被相続人　亡　加藤　泰治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二日

自宅神奈川県横須賀市平作六丁目一三番一二号、事務所神奈川県横須賀市若松町一丁目一番地カマヤビル六階

相続財産管理人　弁護士　原　勝己

第67期決算公告

平成27年6月29日　東京都豊島区西池袋5丁目13番13号

東都自動車株式会社

代表取締役　宮本　繁樹

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	(21,901)	（負債の部）	(3,513)
流動資産	2,057	流動負債	677
固定資産	19,844	固定負債	2,836
有形固定資産	9,628	（純資産の部）	(18,388)
無形固定資産	61	株主資本	18,287
投資その他の資産	10,155	資本金	92
		資本剰余金	860
		利益剰余金	17,335
		（うち当期純利益）	(46)
		評価・換算差額等	101
		その他有価証券評価差額金	101
資産の部合計	21,901	負債・純資産の部合計	21,901